

高松市伝統的ものづくり登録制度（仮称）について

1 前回審議会での協議内容

第2回審議会の中で、事務局から「高松市伝統的ものづくり登録制度（仮称）」の創設に向けた検討を提案した。その趣旨は、今後、本市伝統的ものづくりが持続的に継承発展していくためには、同業種間や異業種間、また、バイヤーやデザイナーなどとの有機的な連携が不可欠であることから、本市伝統的ものづくりに携わる事業者、関係団体、教育機関等を繋げるネットワークの基盤となる登録制度を創設しようとするもの。

事務局の説明に対して、審議会からの主な御意見は、

- 伝統的ものづくりに携わる業者間のネットワークを作るきっかけにもなるため、是非実施していただきたい。
- 県では伝統工芸士の認定制度はあるが、今回市が提案する登録制度は、伝統的ものづくりに携わる人が自ら登録する方式のため、新しい取組になるのでは。
- イベント等で物品の展示をする際にも、業者が分からない時があるが、このような登録制度があれば便利。



審議会として、登録制度の構築については了

2 登録制度創設に向けた検討事項

□登録事業者の範囲

- ・伝統的ものづくりに携わる者を前提とするが、作り手、売り手、デザイナーなどどこまでのカテゴリーを対象とするか。
- ・木工やガラス製品、金属製品などの本市伝統的ものづくりの定義に当てはまらないクラフト製品は対象範囲から除外するのか。

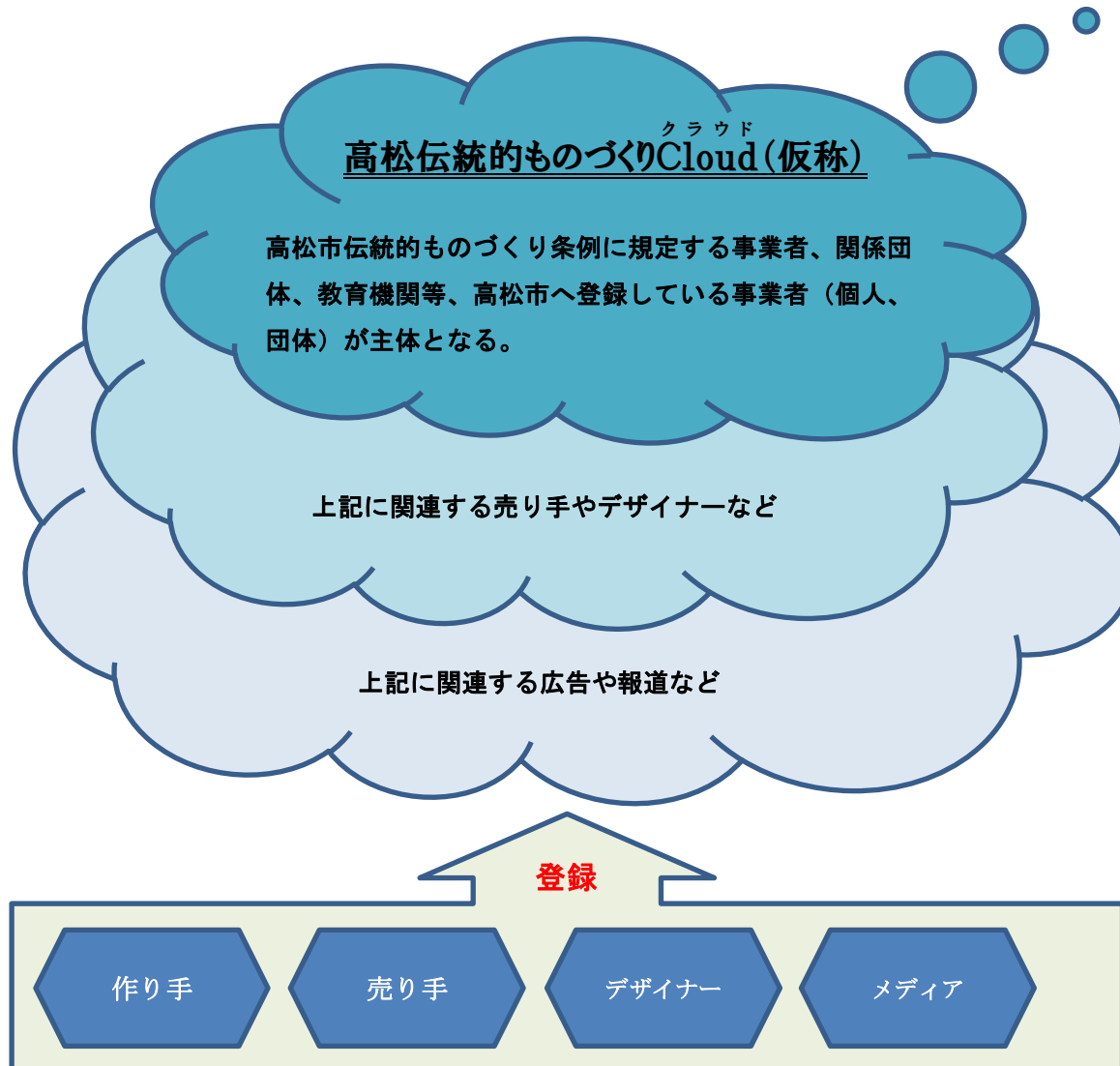
□登録制度の運営

- ・実施主体はどこになるのか。
- ・創設当初は市が主体となって運営。

□登録制度を活用したプラットフォーム（組織）作り

□プラットフォームのフレーム

高松市伝統的ものづくりプラットフォーム構想（案）



高松市伝統的ものづくりの事業者をつなぐネットワーク

◆ 新たな事業創出の促進

- I 高松のものづくりのブランド化
ブランド力の向上
- II つくり手～売り手の連携
売れるものづくり
(販路開拓・販路拡大)
- III I、IIに係る情報集積と発信